

教育職員の働き方改革に関する取組と次年度の見通しについて

1 業務量管理・健康確保措置実施計画について

(1) 策定の目的

- 令和7年6月に成立した改正給特法に基づき、サービスを監督する教育委員会は、文部科学大臣が定める指針^{*1}に即して「業務量管理・健康確保措置実施計画」（以下、実施計画という。）を定めることとされた。

^{*1}：公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員のサービスを監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針

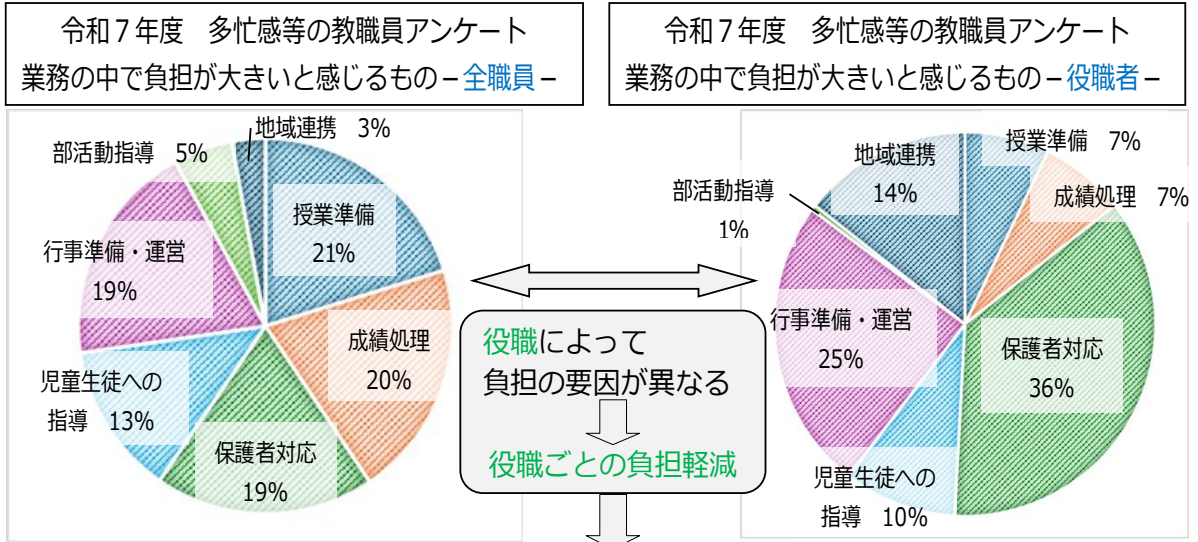
- 毎年の実施状況を公表し、総合教育会議に報告することが義務化された。

(2) 年度ごとの時間外在校等時間の推移

	年 度	1年間の時間外在校等時間の平均	月45時間を上回る割合	月80時間を上回る割合
小学校	令和5年度	399.0 時間	28.7%	4.9%
	令和6年度	367.1 時間	28.5%	4.9%
	令和7年度	405.5 時間	28.8%	6.3%
中学校	令和5年度	544.9 時間	45.2%	14.8%
	令和6年度	491.3 時間	42.5%	14.3%
	令和7年度	529.7 時間	42.0%	14.3%

- 1年間の時間外在校等時間の平均が大幅に増加し、月80時間を上回る割合も減少していない。さらなる業務の見直し、自己マネジメント力向上が必要である。

(3) 現在の取組及び進捗状況



《令和8年度から取組を始めているもの》

①授業を多く受け持つ教員の授業準備等の負担軽減につながる支援員拡充の検討

②管理職がスクールロイヤー相談できる体制づくり ③学校教育課に学校問題支援員を配置 など

《業務改善推進委員会の役割》

- 令和7年度 多忙感等の教職員アンケート「多忙化解消に役立っていると思われるもの・今後さらなる取組が必要だと思われるもの」（資料1）等を活用し、5年間運用してきた豊田市教職員多忙化解消プランの評価、総括について協議している。

(4) 本市の実施計画の概要

《時間外在校等時間に関する目標》

- 令和11年度までに、
- ① 1か月の時間外在校等時間が 45 時間超の割合を 0 %にする
 - ② 1年間の時間外在校等時間を 360 時間以下にする

《ワーク・ライフ・バランスや働きがい等に関する目標》 【 】内は7年度の数値

- 年間の年次有給休暇の平均取得日数を18日以上にする【17.6日】
- ストレスチェックにおける高ストレス者の割合を6%まで減少させる【9.1%】
- 毎年実施する多忙感についてのアンケートにおいて、前年度より多忙感が減ったと回答する教育職員の割合を50%まで増加させる【31%】
- 教育職員が専門性を発揮し、児童生徒や保護者との信頼関係を構築するなど、生き生きと教育活動に取り組み、働きがいを実感できることを目指す

毎年度の実施計画更新

- 新しい数値を踏まえ目標の達成状況を示すとともに、「学校と教師の業務の3分類」（資料2）を中心に、業務分担の見直し、必要な環境整備等を実施する
- 令和9年度は従来の豊田市教職員多忙化解消プランと統合し、働きやすさや働きがいに注目した教育職員の働き方改革を推進する（資料3「新しい豊田市教職員多忙化解消プランの策定スケジュール」）

(5) 課題

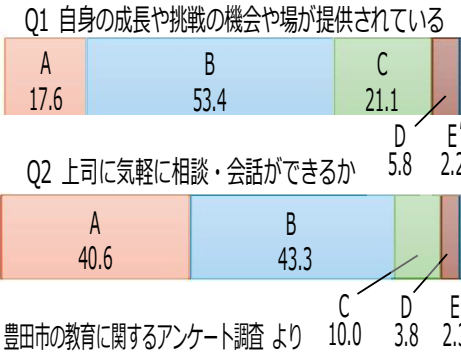
①適切な実態把握

- 校務用PCのログオン・オフ時間による客観的データは役職が紐づいておらず、役職ごとで実態を把握、分析することができない。
- 出退勤時刻を入力し、自分でも管理できるようにしているが、1か月の時間外在校等時間が客観的データと大きく異なる教職員が一定の割合いる。
- 仕事の持ち帰りも課題である。また、1か月あたりの持ち帰り時間も把握することができない。

今後の方向性… 「自己マネジメント推進」 「在校時間管理のシステム化」

②働きやすさと働きがい

- 少しずつ業務改善・縮減が進んできているが、心身の疲労感、仕事への不安感や負担感の減少に結び付いていない。
- 教職員の心身の健康を確保し、教職員の働きやすさ、働きがいを高める取組を進めることが重要である。



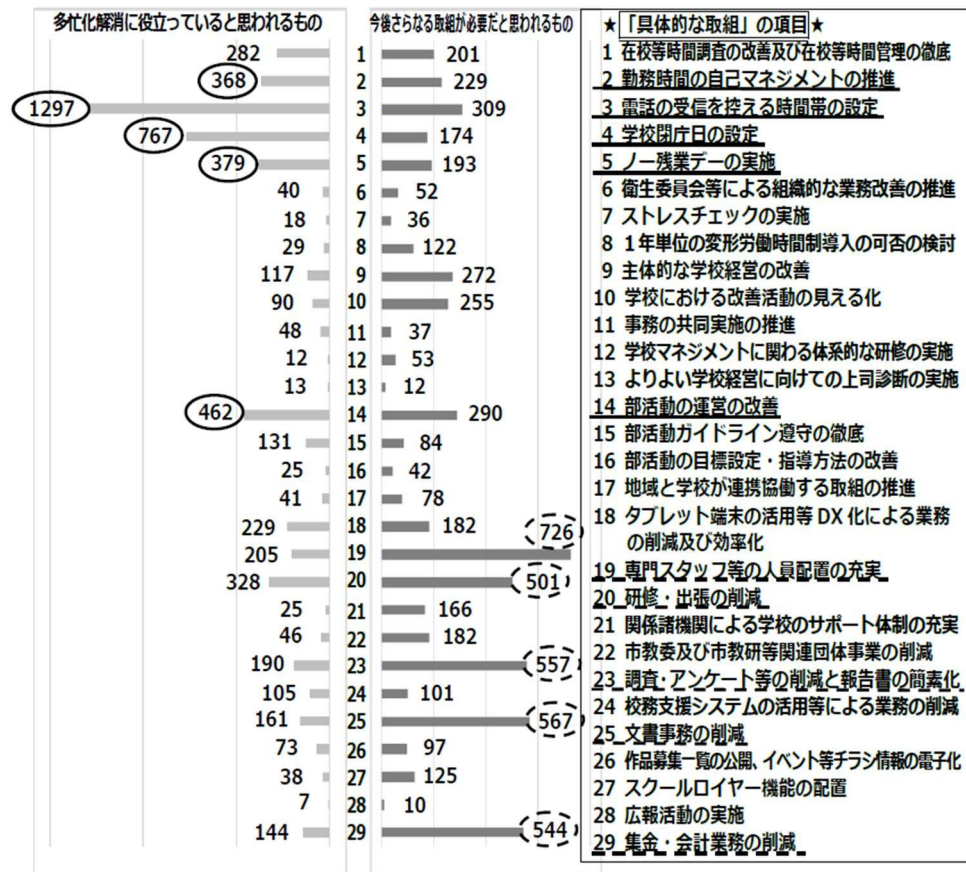
今後の方向性… 「ライフステージに合わせた働き方」 「職場の雰囲気づくり」
「自分・子どもの成長の実感」 「達成感・充実感の向上」

働きやすさ・働きがいをどうしたら高めることができるか？

資料 1

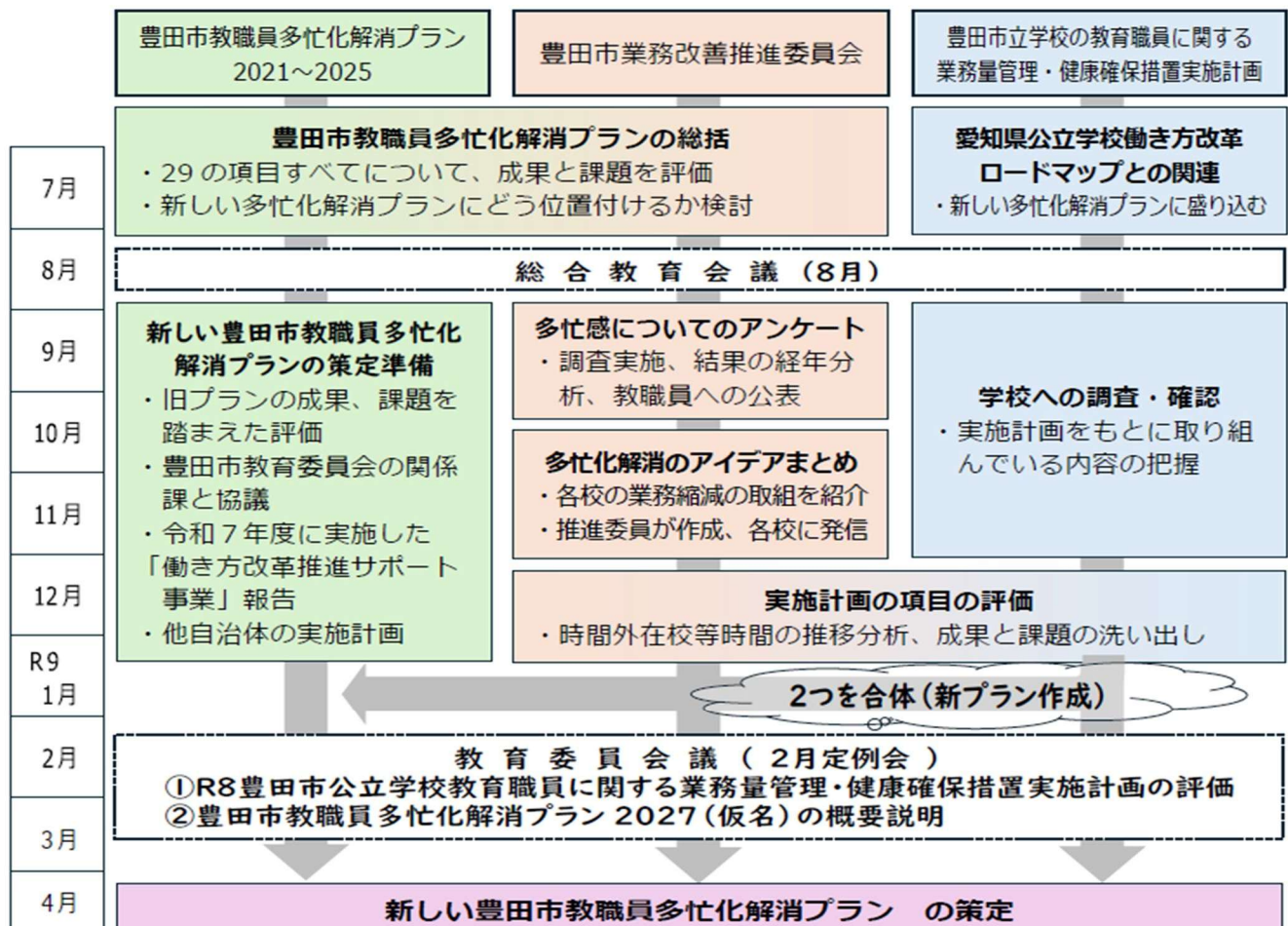
令和 7 年度 多忙感等の教職員アンケートの結果から

多忙化解消に役立っていると思われるもの、今後さらなる取組が必要だと思われるもの



資料 3

新しい豊田市教職員多忙化解消プランの策定スケジュール



学校と教師の業務の3分類

資料2

- 教師が教師でなければできない業務に専念できるよう、服務監督教育委員会は、これらを踏まえて、それぞれの地域における業務の見直しについて、優先的に対応するものから「業務量管理・健康確保措置実施計画」に反映。
- 学校は、学校運営協議会等での議論を経て、優先順位を定めながら、各校の実情に応じた運用を行う。
これらの代表例のほか、地域・学校ごとの議論を踏まえて、業務を不断に見直すことが必要。

まず取り組めること・
取り組むべきことは何か、
話し合うことが大切です。



学校以外が担うべき業務

- 1 登下校時の通学路における
日常的な見守り活動等
- 2 放課後から夜間などにおける
校外の見回り、
児童生徒が補導された時の対応
- 3 学校徴収金の徴収・管理
(公会計化等)
- 4 地域学校協働活動の関係者間の
連絡調整等
- 5 保護者等からの過剰な苦情や
不当な要求等の学校では対応
が困難な事案への対応

※朝の時間帯や下校時間の後に、学校施設で預かり活動
を行う必要がある場合は、学校以外の管理体制を構築

教師以外が積極的に参画すべき業務

- 6 調査・統計等への回答 | 学校への依頼を減らし、
デジタル技術を活用しつつ、事務職員を中心に実施
- 7 学校の広報資料・ウェブサイトの作成・
管理 | 学校が行う場合は事務職員等が積極的に参画
- 8 ICT機器・ネットワーク設備の日常的な保
守・管理 | 教育委員会と連携を図りながら、事務職
員等を中心に実施しつつ、地域の実情に応じて外部委
託も積極的に検討
- 9 学校プールや体育館等の施設・設備
の管理 | 教師は授業等に付随して行う日常点検
を担い、外部委託等も積極的に検討
- 10 校舎の開錠・施錠 | 副校長・教頭に固定せず、
機械警備、役割分担の見直し等を促進
- 11 児童生徒の休み時間における安全への
配慮 | 地域住民等の支援や、輪番等を促進
- 12 校内清掃 | 児童生徒への清掃指導は、地域住
民等の支援を得て、回数・範囲の合理化等を促進
- 13 部活動 | 部活動の地域展開・地域連携を推進

※ 専門スタッフとの協働、デジタル技術の活用や外部委託の促進については、地方公共団体の関係機関が積極的に参画

教師の業務だが負担軽減を促進すべき業務

- 14 給食の時間における対応 | 食に関する
指導については、栄養教諭等が対応
- 15 授業準備 | 教材の印刷など補助的業務を教員
業務支援員等の支援スタッフを実施、デジタル技術の
活用を促進
- 16 学習評価や成績処理 | 採点作業等のうち
補助的業務を教員業務支援員等の支援スタッフを中
心に実施、自動採点等のデジタル技術の活用を促進
- 17 学校行事の準備・運営 | 関係機関との日程
調整や物品の準備等について、事務職員や支援スタッフと
の協働を促進しつつ、必要に応じて外部委託等も検討
- 18 進路指導の準備 | 就職先に関する情報収集
等について、事務職員や支援スタッフとの協働を促進
- 19 支援が必要な児童生徒・家庭
への対応 | 専門スタッフとの協働等を促進